

「登山コース」

日山協山岳共済会会員の方ならどのタイプでもご加入できる制度です。
「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。



前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。

「登山コース」とは	<ul style="list-style-type: none">● 傷害事故による死亡・後遺障害・入通院・手術^(注1)に加え、遭難捜索費用^(注2)がセットされているコースです（入通院・手術はセットありのタイプ、セットなしのタイプがあります。）。（注1）死亡・後遺障害・入通院・手術については、日本国内外を問わず、標高6000m以上の高い山の登山での事故以外であればお支払いすることができます。（注2）遭難捜索費用（遭難時の費用）については、日本国内の登山のみが対象*となります。疾病が原因の遭難の場合でもお支払対象となります。* 海外において登山を行われる方は、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問い合わせください。● ピッケル、アイゼン、ザイル等の登山用具を使用する登山中（フリークライミングを含むロッククライミング、冬山登山等を含みます。）の傷害事故を補償し、日本国内において遭難した場合の支出費用をお支払いします（加入タイプによって限度額が異なります。）。もちろん、前記の登山用具を用いない登山（ハイキング等）中や日常生活での傷害事故もお支払対象となります。● 日常生活での事故による賠償責任補償付
申込条件	<ul style="list-style-type: none">● この保険のお申込人(=加入者)となれる方は「日山協山岳共済会会員」(以下、「会員」とします。)のみとなります。● <u>会員は、毎年、会費が必要です。</u> <p>※詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。</p>
お支払例	<ul style="list-style-type: none">・登山中に遭難し、警察によって救出された際に発生した費用・下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せず、親族が捜索を地元の消防団等に依頼した際に発生した費用

注意事項

(各コースの保険料の注意点)

1. 3月21日～4月5日までにお申込みをされる方は4月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は4月15日午前0時より補償開始となります(新規加入の場合)
* 団体(山岳会等での)申込の場合は「振替払込受付証明書(お客さま用)」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。
2. 4月6日～4月20日までにお申込みをされる方は5月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は5月1日午前0時より補償開始となります(新規加入の場合)
* 団体(山岳会等での)申込の場合は「振替払込受付証明書(お客さま用)」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。

なお、締切日が上記の通り20日と5日の2回設定されていますので、お申込みをされる際には、希望保険タイプ・保険期間・お振込日のご確認をよろしくお願いいたします。

「登山コース」の保険タイプ

下記は約46%割引を適用した保険料です。

職業による区分はありません。

(1) 保険始期日が4月1日の方

会員は年会費(1,000円)が必要です。

入通院補償付タイプがおすすめ!

昨年からの1年間*で入院は285件、通院は699件のお支払い事案がありました。

(*2019年7月1日～2020年6月30日の支払実績)

1Sタイプ・1Cタイプ・1Dタイプなら、ケガによる入通院にも備えることができます!



保険金額 タイプ名	契約基本タイプ					
	1S	S	1C	C	1D	D
傷害死亡・後遺障害※1	100万円	100万円	250万円	250万円	500万円	500万円
遭難捜索費用	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円	300万円
傷害入院保険金日額	1,000円	なし	1,500円	なし	2,000円	なし
傷害手術保険金※2	○		○		○	
傷害通院保険金日額	500円		700円		1,000円	
日常生活賠償※3	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
年払保険料	7,330円	4,450円	12,430円	8,290円	18,570円	12,820円

※1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

※2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※3 日常生活賠償の補償がないタイプは20ページをご確認ください。

(2) 中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

タイプ名 補償開始月	1S	S	1C	C	1D	D
4月	7,330円	4,450円	12,430円	8,290円	18,570円	12,820円
5月	6,730円	4,080円	11,400円	7,600円	17,020円	11,750円
6月	6,110円	3,710円	10,370円	6,910円	15,480円	10,690円
7月	5,510円	3,340円	9,320円	6,220円	13,930円	9,620円
8月	4,890円	2,970円	8,280円	5,520円	12,380円	8,550円
9月	4,280円	2,590円	7,260円	4,840円	10,830円	7,480円
10月	3,670円	2,230円	6,230円	4,150円	9,300円	6,420円
11月	3,070円	1,860円	5,170円	3,450円	7,740円	5,340円
12月	2,440円	1,480円	4,150円	2,770円	6,190円	4,270円
1月～3月	日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでお問い合わせください。					

○中途加入の加入締切日は、4ページをご確認ください。

●おケガによる補償は登山中の事故に限られません、その他の一般的なスポーツ活動中によるおケガ、日常生活中におけるおケガも補償の対象です。

※ 日常生活賠償補償はもちろん登山中の賠償事故も補償の対象です。
その他、自転車による賠償事故等も対象となります。